新宿区地域防災計画を修正しました

地域防災計画は、区の総合的な災害対策計画です。地域と区民の皆さんの生命・身体・財産を災害等から守るため、区や防災機関がそれぞれの役割を明らかにし、他の防災関係機関や自治体等との連携・協力により「災害に強い新宿区」を実現することを目的としています。

計画は毎年検討し、必要に応じて修正するよう、災害対策基本法で定められています。計画の全文は危機管理課で閲覧できるほか、新宿区ホームページの同課のページでご覧いただけます。

【問合せ】危機管理課危機管理係（本庁舎4階）☎（5273）4592へ。

●今回の主な修正内容

▼区民・事業者の基本的責務に「生活の再建と地域の復興」について記載

▼地震被害想定を「首都直下地震による東京都の被害想定」に変更

▼東京都と新宿区の減災目標を記載

▼減災目標を達成するための取り組みについて記載

▼「文化財施設の安全対策」「エレベーター対策」「事業所防災体制の強化」「防災意識の啓発」の項目を新設

▼各種データ等を更新

●新宿区の減災目標

27年度までに、

▼住宅の耐震化率を、86・3％から90％以上にする。おおむね20年後には95％以上にする

▼道路を閉塞する恐れのある緊急輸送道路沿いの建築物を100％耐震化する

▼家具類の転倒防止等対策の実施率を約60％にする。

国民健康保険のお知らせ

【問合せ】医療保険年金課国保資格係（本庁舎4階）☎（5273）4146・**医療保険年金課国保収納係**（本庁舎4階）☎（5273）4158へ。

■国民健康保険料の改定

医療費や長寿（後期高齢者）医療制度への負担金、介護納付金額等により保険料を毎年見直し、均等割額・所得割額を改定しています（21年度の保険料は**左図**のとおり）。

■保険料のお支払い

21年度の納入通知書は、6月にお送りします。1年間の保険料は6月～22年3月の10回に分けてお支払いください。納付書は、6月と11月に5か月分ずつお送りします。

※21年1月2日以降に新宿区に転入した方には、6月にお送りする納入通知書では均等割額のみの保険料をお知らせします。その後、前住所地の住民税額に基づいて所得割額を計算し、保険料変更通知をお送りします。

【21年度の国民健康保険料】

基礎賦課額（医療分）		後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）		介護納付金賦課額（介護分）		年間保険料
均等割額 27,600円×世帯の加入者数 ＋ 所得割額 世帯加入者全員の21年度の住民税額×（100分の68）	＋	均等割額 9,600円×世帯の加入者数 ＋ 所得割額 世帯加入者全員の21年度の住民税額×（100分の26）	＋	均等割額 11,100円×世帯の加入者のうち40歳～64歳の方の人数 ＋ 所得割額 世帯の加入者のうち40歳～64歳の方の21年度の住民税額×（100分の16）	＝	
（賦課限度額47万円）		（賦課限度額12万円）		（賦課限度額10万円）		

●世帯主の方が国民健康保険に加入し、世帯の加入者全員が65歳以上のとき

世帯主の方が次の要件のいずれにも該当するときは、保険料は年金からの引落しになります。

①年額18万円以上の年金を受給している

②介護保険料が年金からの引落しになっていて、介護保険料と国民健康保険料の合計金額が、年金額の2分の1を超えない

※年金からの引落しとなる場合でも、申し出により、口座振替に変更できます。変更を希望する方は、国保収納係へご相談ください。

※現在、年金からの引落しになっている方は、すでにお送りした「仮徴収額のお知らせ」に記載した金額を4月・6月・8月に引き落とします。21年度の保険料決定後、年間保険料額から4月・6月・8月の引落し分を差し引いた額が、10月以降の引落し額となります。

■資格の取得・喪失の届出は14日以内に

●やむを得ず遅れた場合も必ず届け出を

医療保険制度では、誰もが必ず公的な健康保険に加入しなければなりません。退職等で勤務先の健康保険をやめたときや、国民健康保険に加入していた方が勤務先の健康保険に変わったときは、届け出が必要です（自動的には切り替わりません）。

国民健康保険の資格は、加入しなければならない日から発生します。加入の手続きが遅れた場合でも、保険料はさかのぼって納めていただきます。

会社等法人の事業所に勤務する方は、勤務先の健康保険に加入します。勤務先にご相談ください。

■届け出は医療保険年金課・特別出張所へ

①職場の健康保険等をやめて国民健康保険に加入する方

資格喪失証明書または退職日の確認できるものと、厚生年金・共済年金の受給資格がある方は、年金証書もお持ちください。

②新たに職場の健康保険に加入し、国民健康保険をやめる方

国民健康保険証・職場の新しい保険証をお持ちください。

※代理人が加入の届け出をする場合は、委任状と代理人の本人確認ができるもの（運転免許証・パスポート・写真付きの住民基本台帳カード等）をお持ちください。

■21年度の住民税の申告を

保険料は住民税額に基づいて計算しています。21年1月1日に住民登録のあった区市町村で、住民税の申告をしてください。

※確定申告をする方は、住民税の申告は必要ありません。

保険料は必ず納めましょう

【問合せ】医療保険年金課納付相談係（本庁舎4階）☎（5273）3873へ。

国民健康保険の保険料は、医療給付の費用に使われる大切な財源です。医療費などは、医療機関の窓口での自己負担分を除き、半分は公費で、残りの半分は皆さんの保険料でまかなわれています。国民健康保険加入者の皆さんは、医療費の一部を負担して医療を受けられると同時に、保険料を納める義務もあります。

保険料を納めない方がいると、国民健康保険の運営が困難になり、医療費をまかなえなくなります。保険料は必ず納めましょう。

20年度分までの保険料を完納されていない方は、至急納めてください。

◎保険料を納めないでいると

未納期間に応じて、次のような措置をとります。お支払いが困難なときは、早めにご相談ください。

①督促や催告をしても納めない場合は、通常の保険証の代わりに有効期限の短い保険証（短期証）を交付します。

②納期限から1年を過ぎても滞納している場合は、資格証明書を交付します。資格証明書は、国民健康保険の被保険者であることを証明するものです。病院にかかるときに提示すれば保険診療として取り扱われますが、医療費は通常の自己負担分（3割・2割）ではなく全額を支払うことになります。後日、申請により保険者負担分をお返しします（特別療養費）。

③納期限から1年6か月を過ぎると、保険給付の全部または一部を差し止めます。

④③の措置を受けても納めないでいると、差し止めた保険給付額から滞納分を差し引きます。

⑤①～④とは別に、法の定めにより、滞納処分（財産の差押処分）を行う場合があります。

長寿（後期高齢者）医療制度に加入している方へ

長寿（後期高齢者）医療制度は、75歳以上（一定の障害がある方は65歳以上）の方を被保険者とする制度です。

保険料の納入通知書を7月にお送りします。

●21年度の保険料額

東京都では保険料率6・56％、均等割額3万7千800円で20年度と同額です（所得が低い世帯の均等割軽減などには、一部変更があります）。

●保険料の納付

年額18万円以上の年金があり、介護保険料と長寿（後期高齢者）医療の保険料の合計金額が、年金支払額の2分の1以内の方は、年金からの引落しとなります（※1）。年金からの引落しにならない方は、納付書（※2）や口座振替でのお支払いとなります。

現在、年金からの引落しとなっている方には、4月1日に保険料仮算定の通知をお送りしました。

20年4月以降に75歳になった方や最近、新宿区に転入した方で年金からの引落しの対象になる方は、10月から引落しを開始する予定です。7月～9月は納付書か口座振替でお支払いください。

※1年金からの引落しとなる場合でも、申し出により、口座振替に変更できます。変更を希望する方は、高齢者医療係にご相談ください。

※2納付書の方は、銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫等・区役所・特別出張所・コンビニエンスストアなどでお支払いいただけます。

【問合せ】高齢者医療担当課高齢者医療係（本庁舎4階）☎（5273）4562へ。

保養施設を開設しています

区の国民健康保険に加入している方の健康増進や保養などにご利用いただけます。

▼**保養施設**…年間を通して、近県の温泉地などの旅館を一般より低料金で利用できます。詳しくは、医療保険年金課・特別出張所で配布する「国民健康保険保養施設のご案内」をご覧ください。

▼**夏季保養施設**（7月下旬～8月下旬）…夏期に低料金で利用できる施設を開設します。詳しくは、後日、「広報しんじゅく」などでお知らせします。

【問合せ】医療保険年金課庶務係（本庁舎4階）☎（5273）3880へ。

国保温泉センター割引利用券の配布

都内の次の施設の割引利用券を医療保険年金課・特別出張所で配布しています。

①檜原温泉センター数馬の湯
【所在地】西多摩郡檜原村2430

②奥多摩温泉もえぎの湯
【所在地】西多摩郡奥多摩町氷川119－1

③秋川渓谷瀬音の湯
【所在地】あきる野市乙津565

……〈以下共通〉……

【利用料金】①②は大人400円・小学生200円（ほかに入湯税が掛かります）、③は大人600円・小学生200円

【問合せ】医療保険年金課庶務係（本庁舎4階）☎（5273）3880へ。